

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2001-521890(P2001-521890A)

【公表日】平成13年11月13日(2001.11.13)

【出願番号】特願2000-518655(P2000-518655)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/785 (2006.01)

A 6 1 P 3/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/785

A 6 1 P 3/06

【手続補正書】

【提出日】平成17年10月20日(2005.10.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ポリジアリルアミンポリマー及びその塩を含有してなり、前記ポリマーがアルキル化されたアミンモノマーを実質的に含まないことを特徴とするものである、患者から胆汁酸塩を除去するための医薬組成物。

【請求項2】前記ポリマーが多官能性架橋剤により架橋され、前記剤がモノマー及び架橋剤を合わせた重量に対して約0.5～50重量%の量で存在する請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】前記架橋剤がモノマー及び架橋剤を合わせた重量に対して約2.5～20重量%の量で存在する請求項2記載の医薬組成物。

【請求項4】前記架橋剤がエピクロロヒドリンを含む請求項2記載の医薬組成物。

【請求項5】前記架橋剤がビス(ジアリルアンモニウム)ジアルキレンイオンである請求項2記載の医薬組成物。

【請求項6】ポリマーがホモポリマー又はコポリマーである請求項1記載の医薬組成物。

【請求項7】コポリマーがジアリルアミン、アリルアミン及びトリアリルアミンのモノマーを含んでなるか、又はジアリルアミン及びアリルアミンのモノマーを含んでなる請求項6記載の医薬組成物。

【請求項8】ポリジアリルアミンポリマー及びその塩を含有してなり、前記ポリマーがアルキル化されたアミンモノマーを含まないことを特徴とするものである、患者から胆汁酸塩を除去するための医薬組成物。

【請求項9】胆汁酸分離剤の製造のためのポリジアリルアミンポリマー及びその塩の使用であって、ポリマーがアルキル化されたアミンモノマーを実質的に含まないことを特徴とする、使用。

【請求項10】ポリマーが多官能性架橋剤により架橋され、前記剤がモノマー及び架橋剤を合わせた重量に対して約0.5～50重量%の量で存在する請求項9記載の使用。

【請求項11】前記架橋剤が、モノマー及び架橋剤を合わせた重量に対して約2.5～20重量%の量で存在する、請求項10記載の使用。

【請求項 1 2】 前記架橋剤がエピクロロヒドリンを含む請求項 1_0 記載の使用。

【請求項 1 3】 前記架橋剤がビス(ジアリルアンモニウム)ジアルキレンイオンである請求項 1_0 記載の使用。

【請求項 1 4】 ポリマーがホモポリマー又はコポリマーである請求項 1_0 記載の使用。

【請求項 1 5】 コポリマーがジアリルアミン、アリルアミン及びトリアリルアミンのモノマーを含むか、又はジアリルアミン及びアリルアミンのモノマーを含む請求項 1_4 記載の使用。